

著作権法に基づく著作物の入学試験への利用に関する一考察

星野 由雅^{*1, *2}

^{*1}長崎大学大学教育イノベーションセンター ^{*2}長崎大学大学院教育学研究科

A Study of Using of Literary Works for the Entrance Examination based on the Copyright Law

Yoshimasa HOSHINO^{*1, *2}

^{*1} Center for Educational Innovation, Nagasaki University

^{*2} Graduate School of Education, Nagasaki University

Abstract

The copyright is obviously one of the intellectual property rights. The Copyright Law provides copyright protection and the right of use. Faculty members who treat the entrance examination have to comprehend the law. Article 36 of the Copyright Law provides reproduction right of published literary works in the case of using the works for the entrance examination or other licensing examinations. This note explains interpretation and operation of the Article 36 and the related Articles with examples.

Key Words : the Copyright Law, the Entrance Examination, Literary Works

1. はじめに

「著作権」は、言うまでもなく「知的財産権」の一つである。知的財産権は大別すると二つに分けられる。登録によって初めて権利が発生する特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった「産業財産権（工業所有権）」と著作物を創作した時点で自動的に権利が発生（無方式主義）する「著作権」である。この著作権を保護し、適正に使用するために定められた法律が「著作権法」である。我が国の著作権法は、約10年間に遡ってみても情報伝達技術（ICT）の発達・普及や国際的な動向の変化に対応して8回の改正を行っている。改正年と主な改正内容を見てみると次表¹⁾のようになる。

表1 約10年間の著作権法の改正年と主な改正内容

改正年	主な改正内容
平成15年	映画の著作物の保護期間を公表後五十年から公表後七十年に延長。 教育機関における複製等に関する例外規定の改正。

平成16年	書籍の貸与に係る暫定規定の改正（書籍にも貸与権を付与）。商業用レコードの還流防止規定の導入。罰則の強化。
平成18年	視覚障害者のための例外規定の改正（録音物の自動公衆送信）。機器等の保守・管理のための例外規定の追加。罰則の強化。
平成19年	「映画の盗撮の防止に関する法律」の制定。
平成20年	「教科書バリアフリー法」に基づく障害者等の利用のための例外規定の改正。
平成21年	国立国会図書館資料の電子化、インターネットオークション等に係る例外規定の追加。違法サイトからのダウンロードの違法化。
平成24年	いわゆる「写り込み」、検討の過程における利用、実用化試験のための利用、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る例外規定の追加。違法サイトからのダウンロード行為の罰則化。
平成26年	いわゆる電子出版に係る出版権に関する改正。

著作権法は、大学教育特に入学試験問題(以下、「入試問題」という。)の作成に大きく関わる法律であり、入試に携わる大学の教員には、この法律の理解が欠かせない。また、今後 TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉によって知的財産権にかかる部分の合意が形成されると、その影響を受け、外国の著作物の入試問題への引用・使用に関して新たな対応を迫られる可能性がある。従って、現時点での、という制限はあるが、著作権法及びその法律から派生した慣行に基づく著作物の入試問題への利用並びに対応について考察する。

2. 入学試験に関係する著作権法

2.1 著作権法第三十六条とは

著作権法第三十六条は、著作物を入学試験その他検定問題として利用する場合の複製等に関して定めている。条文²⁾を以下に記す。

「第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」

この条文からわかるように、入試問題に複製が許される著作物は、「公表された著作物」となる。従って、「公表されていない著作物」は入試問題には利用できない。「公表されていない著作物」には、例えば、日記(但し、ブログ等で公衆送信されたものを除く)、書簡、個人間のメール、授業等のレポート、公表前の文芸作品・論文・絵画・楽曲等が該当する。また、たとえ公表された著作物であっても、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、複製利用は制限される。

ところで、「著作権者の利益を不当に害する場合」とは、どのような場合であろうか。一般には、販売を阻害するなど、主に経済的損失を指す。例えば、本来人数分を購入して利用すべきテスト教材等を複製して使用することは、これにあたる。また、著作権者の許諾なく入試問題の複製を多数に無料で配布する場合も、著作権者の利益を不当に害することになる。過去の入試問題集や高等学校や予備校などでの使用を目的に出版された参考書・問題集など、これらの著作物の複製は、著作権者の利益を不当に害することとなるので、著作権者の許諾が必要となるが、ほとんどの場合著作権者の許諾は得にくい。つまり、著作物のそのような利用をするのであれば、すでに出版された参考書・問題集を購入して利用するのが常識と判断される。

ここで、著作権者の利益を不当に害する場合を入試問題作成時について考えてみる。入試問題の作成時に、自大学はもとより他大学の過去の入試問題と同一でないかどうかチェックを行うのは、単にその問題を解いた経験のある受験生が有利になってはいけないから、という理由だけでなく、作成した入試問題が結果的に他大学の過去の入試問題と同一であった場合、著作権法上、著作権者の利益を不当に害することになるからである。従って、すべての過去の入試問題や参考書・問題集を遡って調べることは、不可能かもしれないが、できるだけ調べておくことが必要である。もし、過去の問題集等を何ら調べていない場合、結果的であったとしても他大学の過去の入試問題と同一となれば、未必の故意にあたりと判断されかねない。

2.2 著作物とは

では、著作権法上保護の対象となる著作物とは、どのようなものであろうか。これは、著作権法第二条の一号に以下のように定義されている。

「一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

さらに、第十条に著作物が例示されている。

「第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
- 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
- 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。」

とある。従って、保護の対象とならない著作物は、思想や感情が表現されていないもの、となる。例えば、

- 1) 新聞等の事実のみを伝える雑報
- 2) 著作者が亡くなって 50 年以上経つ著作物 (例外あり)
- 3) 公開されて 70 年以上経つ映画の著作物
- 4) 政治演説、裁判記録
- 5) 国や地方自治体が公布する、法令、省令、政令、条例等
- 6) 国や地方自治体、独立法人等公共団体が広く広報するために作成した著作物
- 7) 著作権者が権利放棄をした著作物

1)の新聞の雑報の例として、「平成 7 年 1 月 17 日、淡路島北部沖の明石海峡を震源として、地震が発生した。」というのは、単なる雑報となり、保護の対象にはならない。しかし、「平成 7 年 1 月 17 日に淡路島北部沖の明石海峡を震源として、地震が発生し、兵庫県南部特に神戸市市街地の被害は大きく、死者・行方不明者は 5 千人に上る模様。」と表記されていると、記者の思想が入るため単なる雑報とは見なされなくなり、保護の対象となる。

6)の著作物としては、独立法人である国立大学法人が作成した入試問題は、この 6)の「保護の対象とならない著作物」にはあたらない。何故なら、「遍く」ではなく、受験者のみを対象として作成された著作物であるから、保護の対象となる。一方、国立大学法人が遍く広報するために作成した大学案内や定期的に発行する広報誌などは、保護の対象とはならない。私立大学が広報のために作成する広報誌とは異なる扱いとなる。

保護の対象となる著作物か否かの判別が難しいものに、以下のようなものがある。

- ① ある年の長崎市の月別平均気温の推移を表した折れ線グラフ
- ② ある年の長崎市の月別平均気温の推移を温度計の目盛りで表したグラフ

結論からいうと、①の折れ線グラフは、保護の対象となる著作物ではないが、②の温度計で表したグラフは、保護の対象となる。①の折れ線グラフは、気象庁が発表した数値をもとに作成しており、誰が作成しても同じグラフになる。そもそも気象庁発表の数値データに著作権はない。一方、②の温度計のグラフは、温度計で表現するという“著者の思想”が表れているので保護の対象となる著作物となる。

- ③ 大浦天主堂の写真(撮影者は別に存在する)
- ④ 『富嶽三十六景 凱風快晴』(通称:赤富士)を模写した絵(版画)

これも、結論からいうと、③の大浦天主堂の写真は、保護の対象となる著作物であり、④の模写

の絵は保護の対象とはならない。立体物（三次元表記）は、その写真をどこから撮るかによって見え方が変わってくる。ここに撮影者の思想が表現されていることになるので、保護の対象となる著作物となる。一方、『富嶽三十六景 凱風快晴』（通称：赤富士）の模写は、二次元表記のもので精巧に模写をすればするほど、『富嶽三十六景 凱風快晴』（通称：赤富士）の本来の著作者である葛飾北斎作の複製を作製していることになり、そこに模写をしている人間の思想は、ない。従って、④は保護の対象となる著作物にはならない。

次に判断が難しいものに、企業あるいは NPO 法人がホームページなどで公開している数値データ（表になっているか否かは、関係ない）がある。これには、場合によって保護の対象となる著作物があったり、保護の対象とならない著作物があったりするので、基本的には、その企業あるいは NPO 法人に問い合わせをするしかない。例えば、ホームページに掲載されたある表が、官公庁など公的機関から発表された数値をそのまま使用して作られている場合、あるいは自然事象の数値データをそのまま使用して作られている場合には、保護の対象となる著作物とはならない（但し、例外もある。例えば、「〇〇白書」は政府が取りまとめ執筆しているが、その中に使用しているデータがある事業者が集めたデータであり、その集め方に事業者の思想が反映されている場合は、データの著作権は事業者にあるので、注意が必要である）。データの収集の仕方に、その企業の独自の観点があり、思想（思惑）が示唆される場合には、保護の対象となる著作物にあたる可能性がある。このような判断が難しいデータは、入試問題には使用しないことが望ましいが、やむを得ず使用する場合は、出典を明記した上で、入学試験終了後に該当する企業あるいは NPO 法人に、「著作権法上の保護の対象となる著作物として考えておられますか？」と問い合わせる必要がある。その上で、先方が「どのように入試問題に利用されたのか、確認したい」ということであれば、入試問題を送付する必要がある。もし、保護の対象となる著作物である旨の回答があった場合、該当箇所は、入学試験後は、法律上譲渡が許される者以外へは、閲

覧のみに供することになる。

3. 入試問題作成時に考慮する著作権法

3.1 入試問題の作成にあたって改変が許される範囲

著作権法には、試験問題での改変を認める条文はない。学校教育の目的上やむを得ないと認められる場合に、用字又は用語の変更が認められるが、これらは非常に限定された範囲内と考えるべきである。これは、著作権法第二十条にあるように著作者が同一性保持権を有することに起因する。

「第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」

入試問題では、その利用の目的に照らして、著作物の表記がそのままでは、客観性を保持した試験を実施することが困難である、というようなやむを得ない場合に改変が認められる。これは、第二十条の2第四項の例外項目が適用されると解釈されるからである。しかし、その改変の範囲は、当然、著作者の同一性保持権を侵害しない範囲、と捉えるべきで、例えば、次のような場合である。

- ① 空欄補充
- ② 漢字書き取り（漢字表記をひらがな表記に
改変）
- ③ 文章あるいは単語の並べ替え
- ④ 著作者の意図を変えない範囲の省略（省略
してあることを明記することが求められる）

これ以外の改変、例えば、次のような例は、同一性保持権を侵害していると見なされるので、入試問題としての出題はできない。もし、入試問題として出題した場合、著作者から同一性保持権を侵害しているということで損害賠償を求められることもありえる。

- ⑤ 文の一部を削除し、その前後をつなぐために書き換えを行うこと。
- ⑥ 表現そのものを違う文章・言葉で置き換えること。
- ⑦ 英語の文章の場合、高校の課程までで学習しない単語が使用されているからといって、既に学習済みの他の単語に置き換えること。

3.2 引用と使用

公表された著作物は、入試問題に引用して利用することができるが、「引用」と「使用」の区別を明確にしておく必要がある。それは、「引用」の場合は、出所（出典）を明記するだけでよいが、「使用」の場合は、著作権法上、許諾を必要とする場合が生じるからである。

法律上、「引用」は次のように明記されている。

「第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、こ

の限りでない。」

では、「引用」とはどういう場合であろうか。これは、次に挙げるすべての要件を満たした場合である。

- ① 公表された著作物であること。
- ② 自分の論説が『主』で、引用がその論説を補強あるいは実証するための『従』のいわゆる主従関係であること。
- ③ 段落を変えるあるいは括弧等で括る等、自分の文章との明確な区分けを行うこと。
- ④ 必要最小限度であること。
- ⑤ 出典を明記すること（第四十八条第1項第一号 出所の明示を参照）

例えば、次のような場合の写真の利用は、一方は「引用」となり、他方は「使用」となる。

（引用となる場合）

数学の問題で、問題文として

「自然界にはある数列（フィボナッチ数列）で表現される現象が見られる。その数を例示すると、0, 1, 1, 2, 3, 5, 8, …

と表される。例えば、図1に示すひまわりの種の螺旋の数も、この数列にしたがって並んでいることが知られている。

問1 この数列の漸化式を求めよ。また、この数列が成立する条件を示せ。（以下略）

とあり、その図1にひまわりの花（の中の種）全体が写った写真が示されている。このような場合、問題文が『主』で、それを補う形で写真が用いられるので、写真は『従』となり、出典を明記していれば、その入試問題は、著作権上の制約を受けないので、著作権者である大学が譲渡を許すものに入試問題の残部を提供することができる。もちろん、二次的に複製をして譲渡することもできる。

（使用となる場合）

社会の問題で、4枚の写真（A～Dの4枚）を掲載した上で、「写真A～Dの中で大浦天主堂はどれですか。正しいものを一つ選びなさい。」という問題の場合は、写真が『主』で、問題文が『従』、つまり写真がないと成立しない問いとなっているの

で、「使用」に該当する。この場合は、法律上譲渡が許されているもの以外へは、閲覧に供するのみ、ということになるが、写真を閲覧させても実質的には意味を持たない。当然、入試問題を取得したい希望者からは、入試問題の残部の譲渡あるいは複写を求められることになる。ここで、譲渡あるいは複写は、当然著作権者への許諾が必要となる。著作権者への許諾をとらないのであれば、閲覧のみを許可し、他の要求は拒否する。もし、譲渡をするのであれば、著作権者の許諾を得た後、ということになる。

3.3 出所の明示（出典の明記）

著作権法では出所の明示は、第四十八条で定められている。

「第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合

二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。」

ここで、入試問題に出典を明記するのは、第四十八条第1項第三号の「その出所を明示する慣行があるとき」は、明示しなければならない、ことに基づいていると解釈されている。実際、国語の試験ではそのほとんどに出所の明示がされているし、英語についても約6割に明示がなされている。但し、次の場合には出典を明示しない場合があり、それについては日本文藝家協会が容認しているが、すべての著作者が容認しているわけではないので、留意が必要である。

- ① 写真のタイトル、そのものが問題となっている場合。
- ② 小説のタイトル、そのものが問題となっている場合。

なお、英文の場合もタイトルそのものが問題となっている場合は、同様の対応（出典を明記しない）が可能である。これは、著作権法が内国法の適用を受けることになるので、例え著作権者がスイス国籍の人であろうと、著作物を利用する範囲が日本国内であれば日本の国内法が適用され、出典を明記しないこともあり得る。但し、そのような出題の仕方は、好ましくない、と考えられるので避けることが望ましい。つまり、タイトルそのものを問うような問題は避けることが賢明である。出所明記の例を下記に示す。

- ① （福井謙一『学問の創造』朝日新聞社、1987年、より）
- ② （出所：『長崎新聞』2014年12月10日付け日刊、1頁）

4. 試験終了後の対応に関わる著作権法

4.1 使用報告について

著作権法上、著作物を入試問題に利用した旨の使用報告を定める条文はない。しかし、現在、日本文藝家協会や新聞社から使用報告が求められ、ほとんどの大学がそれに応じているので、使用報告を行うことが一般化している。「使用報告」は、求められれば、応えておくほうがよい。

4.2 試験実施後の問題残部の譲渡について

著作物を使用した入試問題について、その問題残部の譲渡について、結論を示しておく以下のようになる。なお、著作権の保護対象となる著作物を使用していない入試問題については、大学が著作権を有するので、大学が許可すれば、誰に残部を譲渡しても構わない。

(1) 試験終了後に問題残部の譲渡が法律上認められている対象は、

① 当該試験の受験生本人（持ち帰り）

(2) 問題残部の譲渡が法律の解釈上認められる対象は、

② 報道機関

③ 近隣の高等学校

(3) 法律上は、著作権者の許諾が必要であるが日本文藝家協会が容認している対象

④ 大手予備校

⑤ 教材出版社

これらの予備校、出版社に対しては、著作権者に使用の許諾を得てから使用するよう要請して譲渡する、あるいは、著作権者の許諾を得る旨の確約書を提出してもらった上で、譲渡する必要がある。また、日本文藝家協会に所属しない著作物の著作物を使用した問題の残部は、これら大手予備校、教材出版社に対しても、譲渡はできない。閲覧のみに供する。

(4) 著作権者の許諾を得た上で譲渡する対象

⑥ 中小の予備校、塾

⑦ 次年度以降の受験希望者

⑧ そのほかの希望者（保護者、一般人）

(5) 著作権者の許諾を得ない場合は、(4)の対象者に対しては、閲覧のみを供する。

なお、(4)の対象者が著作権法で保護されている著作物を除いた設問文等の複写を請求した場合は、大学の著作権にかかる部分であるから、大学が認めれば、著作権法で保護された著作物を除いた部分を複写し、譲渡することはできる。また、閲覧のみに供している際に、閲覧者がデジタルカメラ等で撮影をしている場合は、直ちに静止し、データを消去させる等、著作権保護の立場から厳正に行動することが求められる。

法律上、入試問題の残部の譲渡が認められてい

るのは、複製権の制限により作成された複製物の譲渡にあたるからで、これは、第三十六条第一項（試験問題としての複製等）の制限規定により作成された著作物が、第四十七条の十（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）で譲渡が認められているため、当該受験生の問題の持ち帰りが可能となる。また、当然のことながら受験生が、著作権者の利益を不当に害する行為を行わない対象であると見なされているからでもある。

「第四十七条の十 第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十六条から第四十七条の二までの規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十

七条の二に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。」

また、法律の解釈上、入試問題の残部の譲渡が認められると見なされるのは、報道機関と近隣の高校であるが、これは、第三十六条第一項（試験問題としての複製等）の制限規定により作成された著作物が、第四十七条の十（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）で譲渡により公衆に提供することが認められているので、譲渡できると解釈するのは短絡的である。これを文字通りに解釈してしまうと、「公衆」に提供できることになり、「誰にでも」提供できると解釈をしてしまいかねない。ここで、重要なのは、第三十六条第一項の「ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」とあるように、誰にでも譲渡してしまうと、著作権者の利益を不当に害する可能性が生じる。そうなると、試験問題として著作物を複製すること自体が認められないことになる。従って、その後の第四十七条の十の譲渡の条文自体も適用されないので、譲渡はできないことになる。つまり、第四十七条の十に基づく譲渡を可能にするためには、著作権者の権利制限が保障された対象であることが法律上明記されている必要がある。ここで、著作権法で著作権者の権利が制限される対象は、第四十一条（時事の事件の報道のための利用）で、すなわち報道機関ということになる。同様に第三十五条で学校その他教育機関（いわゆる学校教育法第一条校）の授業で使用する場合に著作権者の権利が制限されているので、その使用目的に対する譲渡は容認されると解釈できる。第四十一条と第三十五条を以下に示しておく。

「(時事の事件の報道のための利用)

第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。」

「(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

4.3 入試問題の複製物の配布

著作権法で保護された著作物を含む入試問題の複製物を配布する場合は、いかなる場合であっても著作権者の許諾が必要となる。例えば、以下のような場合が該当する。

- ① 受験希望者に入試問題をコピー（複写）し、配布する。（複製権）
- ② 過去問の問題集を作成し、配布する。（複製権、譲渡権）
- ③ ホームページで過去問を公開する。（複製権、公衆送信可能化権）
- ④ 過去問を利用して入試対策講座を開催する。（口述権、複製権）

なお、許諾が得られない著作物については、上記のような利用はできない。例え、著作権者から、明確な返答がなくても、利用できない。利用できるのは、明確な「許諾」を得たときのみである。

5. 著作権者からの許諾について

5.1 最近の入試問題に関わる著作権者からの許諾事例

長崎大学において、入試問題に関わり著作権者からの許諾を得たことは、これまで本問題についての事例はない。しかし、平成26年4月に設置された多文化社会学部は、これまでに例のない入試問題「批判的・論理的思考力テスト(総合問題)」³⁾を実施する関係上、事前に出題例を公表し、受験者や高等学校教育関係者に周知を図る必要性が生じたことから、出題例に使用した他者の著作物について、平成25年9月に予め著作権者の許諾を得た。対象となった著作物は、新聞の記事と用語の解説文であった。新聞社が定める利用申込書に従い、利用希望著作物、利用先、利用料金の請求先を記載するとともに、利用される記事のコピー、実際に利用した場合の著作物例を送付し、許諾を得た。多文化社会学部の出題例の場合、利用先はウェブサイトであった。幸い、新聞社の計らいにより利用料金は生じなかった。新聞記事自体は、すべて新聞社所属の記者による執筆であったため新聞社だけの許諾で済んだが、事典のほうは編集と出版は新聞社であったが用語の解説文は別に著者がいたため、別途その著者からも許諾を得る必要が生じた。その著者にも許諾を得る手続きを行い、こちらも著者のご好意により利用料を生じることなく使用の許可を得ることができた。

平成26年12月22日に発表された中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」⁴⁾に述べられているように、今後は本学の多文化社会学部に限らず、他大学・他学部においても思考力・判断力・表現力等を問う、新しい入試問題を導入することが求められる。入試問題の作成に関わり他者の著作物を利用する機会も多くなるとともに、受験者及び高等学校教育関係者へ新しい入試問題を理解してもらうためにも周知活動が重要となる。ホームページ等での過去の入試問題の全文掲載の必要性も高くなる。著作物の入試問題への利用については、今後も法律に依拠して適切に行うことが肝要である。

最後に、本解説は一般社団法人 日本著作権教育研究会事務局長の内田弘二氏による著作権セミナー(2013年9月9日開催 於:大阪大学中之島センター)での講演を参考とさせていただいた。また、内田氏には著者の質問に丁寧にご回答いただき、深く感謝している。この場を借りて改めて謝意を表したい。

引用文献

- 1) 公益社団法人著作権情報センターホームページ:
<http://www.cric.or.jp/qa/cs01/index.html> (2015年1月12日閲覧)。
- 2) 著作権法-法令データ提供システムホームページ:
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO048.html>
(2015年1月12日閲覧)
- 3) 長崎大学多文化社会学部ホームページ:
<http://www.hss.nagasaki-u.ac.jp/exam/data.html>
(2015年1月12日閲覧)
- 4) 中央教育審議会(第96回)答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」:
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/1354209.htm (2015年1月12日閲覧)

参考文献

- 1) 加戸守行:著作権法逐条講義--五訂新版, 社団法人著作権情報センター, 2006年。
- 2) 三山裕三:著作権法詳説【第9版】-判例で読む15章-, レクシスネクシス・ジャパン, 2013年。
- 3) 作花文雄:詳解著作権法, ぎょうせい, 2010年。
- 4) 文化庁ホームページ 著作権 Q&A 学校教育と著作権:
<http://www.cric.or.jp/qa/cs01/index.html>
(2015年1月12日閲覧)